

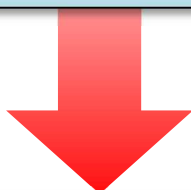
事例7 (飲酒) 水上オートバイの単独衝突

船長が飲酒して操縦し、岩壁に衝突して船長と同乗者が死亡

事故の概要：水上オートバイM号（以下「本船」）は、船長が1人で乗り組み、同乗者を乗せ、福島県猪苗代湖の会津若松市崎川浜南東方の赤崎付近を遊走中、平成25年8月21日15時40分ごろ赤崎の西南西方にある岩壁に衝突して船長が死亡した。同乗者は脳挫傷等の重傷を負い、後日死亡した。

船長を含む仕事の関係者13人は、事故の前に猪苗代湖畔のマリーナで昼食を取り、数人がビールやハイボールを飲んだ。船長はハイボールを飲酒していたが、ふらつくなどの酔った症状はなかった。昼食後、船長を含む仕事の関係者は、赤崎付近で海水浴や本船による遊走を楽しんだ。

船長は飲酒した状態で、自身の前に同乗者Aを着座させ、両手で操縦ハンドルを握り、ボートの錨泊場所を発進し、赤崎の西南西方にある湖面に対してほぼ垂直に立つ岩壁の方向へ遊走した。



本船は、15時40分ごろ、岩壁に向けて直進して衝突した。
船長は18時41分ごろ死亡が確認された。
同乗者A（7歳）は、脳挫傷等の重傷を負い、手術が行われたが脳死状態に陥り、後日脳挫傷及び頭蓋底骨折によって死亡した。



船長の死因は、外傷性頭部損傷であり、船長の体内から、血中濃度0.8mg/mlのアルコールが検出された。

原因：本事故は、本船が、赤崎の西南西方にある岩壁の方向へ遊走していた際、船長が、飲酒しており、船長の前に同乗者Aを着座させていたところ、岩壁に向けて直進したため、岩壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。

船長の前に同乗者Aを着座させていたのは、船長が、操縦者の前に同乗者を乗船させてはならないことを知らなかったか、このことに関する本船の取扱説明書等の注意事項を守らなかったことによる可能性があると考えられる。

再発防止に向けて（事故防止策）

- 水上オートバイを操縦する者は、水上オートバイに同乗者を乗船させる場合、1人での操縦に慣熟し、同乗者を後部座席に着座させて操縦者の腰をつかませた状態にすること、及び操縦者の前に同乗者を乗せないこと。
- 飲酒して正常な操縦ができないおそれがある状態で操縦してはならず、メーカー等による注意事項を把握した上で操縦すること。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。（平成26(2014)年2月28日公表）
http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2014/MA2014-2-4_2013sd0056.pdf